

転換期にあるスポーツ行政

境田雅章・伊藤裕顕・河村和徳

1. はじめに

2020年のオリンピック夏季大会の東京開催が決まっていることは、多くの国民が認識している。しかし、開催決定直後の高揚感は、残念ながら、多くの国民の心の中からは消えつつある。

その最大の要因の1つに挙げられるのが、新国立競技場新築計画の見直しである¹⁾。2012年11月に国際公募で決まった設計に沿えば、総工費が当初見込みの1300億円を大幅に上回る3000億円超となることが明らかになり、修正案でも約2500億円の工事費を要することが判明した結果、世論の反発は高まった。政界はそうした世論に抗し切れず、2015年7月17日、安倍晋三内閣総理大臣が計画を白紙に戻すことを明言した²⁾。オリンピックの象徴的な施設である新国立競技場建設計画に反発が高まった背景には、どのようなことがあるのだろうか。莫大な財政支出を伴う「無駄が多い公共事業」に対する単なる批判ととらえていいのであろうか。

エンブレム問題も、東京オリンピック開催に対して影を投げかけている。一度は採用が決まった公式エンブレムに対し、デザインが模倣であるという批判が絶えず、決定から2ヶ月足らずの2015年9月1日、大会組織委員会がデザイン案を白紙に戻すことを表明した。その検証の過程で、公開性を欠く不透明な選考が明らかとなり、組織委員会への不信は高まった³⁾。新国立競技場問題で信用が揺らいでいた東京オリンピックに対し、追い打ちをかける事態となった。

ところで、東京オリンピックを1つの契機に、スポーツに対して比較的冷淡な日本の行政が、ここ数年、スポーツに対する関与を強めているという実態もある。筆者らが思うに、そこ

には打算性を帯びた思惑があるように思える。オリンピックは、「一体感醸成」や「愛国心高揚」、そして「国威発揚の場」として最高の場である。しかも、地元開催となれば、その効果は計り知れない。「この機会を逃してはならない」と行政が考えることはあながち間違いではない。

しかしながら、注意しなければならないのは、スペクタクルな空間であるべき新国立競技場は、特定の受益者（建設業者等）だけがいい思いをし、大半の国民にとってメリットが薄い事業とみなされている可能性がある点である。また、国家によって手厚く保護されたトップアスリートだけが恩恵に預かり、大多数を占める草の根の市民アスリートは蚊帳の外に置かれる可能性がある点である。すなわち、行政がスポーツの実践者を選別することで、スポーツをする者を分断する可能性があるのである。

本稿は、スポーツと行政の関わりを概観しながら、競技スポーツと市民スポーツとの間に生じる亀裂について考察する。それはまた、「スポーツは誰のものか」という問いかけに対する「答え探し」でもある。

2. スポーツ庁の発足

2.1 スポーツ庁の発足の意義と留意点

文部科学省の外局として、2015年10月1日、スポーツ庁が発足した。スポーツ庁初代長官には、1988年のソウルオリンピック水泳100m背泳ぎ金メダリストで、日本水泳連盟会長である鈴木大地が就任した。スポーツ庁の発足は、長く、スポーツに冷淡とされてきた日本の行政が姿勢を変え、改革へと動き出す1つの象徴となった。文部科学省は、スポーツ立国戦略を打ち出し、旧態依然としたスポーツ振興法を事実上廃止して、スポーツ基本法を新たに策定・施行した。その総仕上げともいえるのが、スポーツ行政を束ねるスポーツ庁の発足であった。

発足の主眼は、スポーツ行政の縦割を解消することにあつた⁴⁾。スポーツ行政は、それまで、施設整備は国土交通省、国際スポーツ交流は外務省、障害者の健康増進は厚生労働省など、管掌分野が複数に分かれていた⁵⁾。具体的には、表1の通りである。これを統一的に行おうというのである。

表1 スポーツ行政の縦割り状況

省 庁	事 業
文部科学省	地域スポーツの推進 学校体育・武道の振興 国際競技力の向上 スポーツ界のガバナンス強化 オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進
厚生労働省	健康増進に資するスポーツの機会の確保 障害者スポーツの充実
国土交通省他	スポーツを行える多様な場の創出 スポーツを通じた地域おこしへの支援
外務省	Sport for Tomorrow (SFT) の実施 国際競技連盟 (IF) の役員ポスト獲得支援等
経済産業省	産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化

ただし、2020年の東京オリンピックまで4年を切った現在、スポーツ庁に対して期待される役割は、東京オリンピックでの牽引役であり、換言すれば、スポーツ庁は「国威発揚」の牽引役となる。

そもそも、一連のスポーツ行政改革（スポーツ立国戦略、スポーツ基本法、スポーツ庁）が具体化するきっかけは、遠藤利明文部科学副大臣（当時）の私的諮問機関「スポーツ振興に関する懇談会」が2007年8月に作成した報告書「国家戦略としてのトップスポーツ」であった。これは、2006年の冬季オリンピックトリノ大会における日本代表の惨敗に危機感を覚えた遠藤副大臣が主導したとされるが、これを読む限り、ナショナリズム重視の傾向が色濃い。ここでは、「我が国は、現在、国力としてのスポーツ力、とりわけ、オリンピック競技大会におけるメダル獲得数などが構成要素となる国際社会対応力に乏しく、真の先進国が備えるべき国力のバランスがとれていない。国際競技大会において、日本人選手が活躍することは、国際社会における先進国としての我が国の国力を明示し、真の先進国『日本』のプレゼンスとアイデンティティーを高めることになる」⁶⁾と記述されている。

「オリンピックにおけるメダル獲得数が国力、国際社会対応力の反映」という主張は一般には理解しづらいものと思われる。こうした言説からは理解できるのは、これの書き手が「オリンピックでの勝利が国際社会における日本の存在感を高める、すなわち国威発揚に寄与する」と強く考えていることである。

こうした経緯があることを踏まえると、スポーツ庁の設立には、善し悪しは別にして、競技スポーツの強化を通じた国威発揚が内在していると思ふべきなのかもしれない。

読売新聞は、その社説において、東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化を「当面の最大の課題」に掲げ、「地元開催の大舞台で日本選手が活躍すれば、スポーツ熱は一層高まるだろう⁷⁾と期待を込めている。競技スポーツの一体感醸成効果を見込んでいるとも言える⁸⁾。こうしたメディアの後押しは、時として、競技力向上・国威発揚効果偏重に陥る可能性を生む。

もちろん、オリンピックなど国際大会における日本代表の活躍は、人々に様々な形で活力を与え、社会全体に好影響をもたらすことは確かである。現代社会において、希薄になりがちな人と人との結びつきを、オリンピック観戦が媒介役となり、深くする効果もあることは疑いもない。そして同じ選手、チームへの応援を通じて、主義主張、価値観、嗜好の相違を超え、遠くの見知らぬ他人同士が結びつきを深めることにもなる。

ただし、その前提には、スポーツの外における主義主張、価値観、嗜好の相違を互いに認め合う姿勢が不可欠である。それと同時に、同じ代表選手を応援するのだから、政治的立ち位置も同じにならなければならないという「同調圧力」が働いてはいけぬ。過去の歴史を振り返れば、国家権力が競技力向上の旗を振る際、政治的同調圧力がかかるのではないかと懸念は常につきまとう。我々は、その点に警戒する必要がある。

2.2 鈴木長官の競技格付け発言：スポーツ庁はやはり国威発揚の担い手か？

スポーツ庁が、「数ある管掌事業の中で競技力向上へ傾斜し、その効果として国威発揚に寄与するのではないか」との疑念が払拭できずにいる最中、鈴木長官は12月2日、日本オリンピック委員会（以降、JOC）コーチ会議に出席し、夏季オリンピック競技別通算メダル数を示した。それによれば、金メダル数最多の競技は「柔道」で36（銀18銅18）であり、次いで「体操」が29（銀33銅33）、「レスリング」28（銀17銅17）、「水泳」20（銀28銅37）と続く。報道によると、その際に鈴木は、これら4競技を「御四家」と呼称し賞賛したという。その一方、メダル獲得実績がない「ボート」「近代五種」「カヌー」「トライアスロン」「バスケットボール」「ハンドボール」の6競技をやり玉に挙げ、「これらはこれまでメダルがありません。意外に少ないですね」と皮肉とも取れる発言をしたと伝えられている⁹⁾。

競技それぞれの歴史的な背景、普及具合、プレー環境、そして国際レベルの要素を考慮せず、オリンピックメダル数のみで競技の優劣を判断することに、合理的意味を見出すことはできない。スポーツ行政の長たる鈴木長官が最優先すべきは、成果が出せない（出しようがない）競技の現状分析をし、対策を立案することではないか。しかし上記のような発言は、鈴木

長官が勝利実績・成果至上主義に基づく競技の格付けを意識していることを示している。長官自身が、メダルが有力な競技とそうでない競技の間にくさびを打ち込んでしまっているのである。

この発言は、鈴木長官がトップアスリート出身であり、成功体験者であることと、おそらく無縁ではないだろう。ただ、トップアスリート出身の長官就任によって、現場の実情を理解した上での振興策・強化策が行われるというあらゆる競技団体の期待は裏切られた。鈴木長官の発言は、少なくともメダル実績のない6競技を冷たく突き放すものだった。鈴木長官が意図したかどうかは別として、メダル数による格付けを行った結果、事実上、競技実績の乏しい競技の発言が奪われたことは大きい。

鈴木長官の発言には、もう1つ重大な問題を孕んでいる。公の場でメダル実績のなさをやり玉に挙げることは、「反発心を煽り、奮起を促す」スポーツ界で昔から用いられている手法の1つであり、相手をリスペクトするという精神に欠けた問題ある手法である。

長官が旧態依然とした根性論を振りかざすことは、スポーツ庁が発足したにもかかわらず、スポーツ界の旧弊の改善は容易ではないことを象徴しているように見える。

3. スポーツ・フォー・オール

3.1 新国立競技場問題の核心：競技場は誰のものか？

新国立競技場の建設は、当初の計画が白紙になり、再度コンペが行われるという事態に陥った。

ここで改めて問うべきは、この巨大な競技場は「誰のものか」ということである。常識的に考えれば、国民のものである。しかし現実的には、一般国民、とりわけ余暇の楽しみや健康増進のためスポーツと親しむ草の根の市民アスリートが、新国立競技場を日常的に使うことは考えにくい。この巨大競技場は各カテゴリーのトップアスリートの使用を主眼に置いて運営されるだろうし、国際競技会を意識した使われ方をすることは間違いない。

それは、スポーツ界幹部の発言から裏付けられる。たとえば、東京オリンピック組織委員長である森喜朗元内閣総理大臣は、「スポーツを大事にする日本という国を象徴する建物である必要がある」として、「3、4千億円かかっても立派なものを造る。それだけのプライドが日本にあっていいと思う」と述べている。そして、シンガポールなどが大型競技場を新設し、世界規模の大会を誘致している現状に触れ、「さすが東京、という施設を造らないと今後様々なイベントを取られてしまう¹⁰⁾と主張している。

日本サッカー協会最高顧問である川淵三郎も、「日本の競技場としての象徴として長く残る

にもかかわらず、夢や希望で語られていない」ことを「非常に残念」と発言している。そして「大会後、8万人規模の競技場は無用になるという声がある。だが、入れ物を作れば、見合う中身にはできる」「50年後も日本人が誇れる競技場という視点が必要」と訴えており、更に「競技場の出来ばえは選手のプライド、観客の感動に加味される」¹¹⁾とも述べている。

最新鋭の巨大競技場を建設することで、トップアスリートのプライドに応え、パフォーマンスレベルを高め、観客にスペクタクル性を満喫させるという言い分には、一理ある。しかしながら、新国立競技場建設に積極的な声が広がらなかったのは、問題が別のところにあるからと筆者らは考える。それは、大型スタジアムが財政的な重荷になっている前例が既にあるからである。2002年に開催されたFIFAワールドカップ日韓大会で建設されたスタジアム（フットボール専用、もしくは陸上競技兼用）が自治体財政を圧迫している事実は、新たに競技場をつくることを消極的にさせていると考えられる。

その代表例が、宮城県利府町に建設された宮城スタジアム（ひとめぼれスタジアム宮城）である。このスタジアムは、2001年の国民体育大会でも使用された総工費270億円の陸上競技兼フットボール競技場だが、ワールドカップ開催後の年間維持費の方が運営収入を大幅に上回る点が大きな問題となっている。更に、Jクラブが有料試合をなかなか行わないので（Jリーグのベガルタ仙台は、交通アクセスのよい仙台スタジアム（ユアテックスタジアム仙台）を専ら使っている）、稼働率の低さが一目瞭然の状態に陥っている（杉山・河村 2015）。

一般市民もスポーツを存分に楽しめる環境を提供できたのであれば、新国立競技場問題はもう少し違った議論になっただろう。多くの地元住民の理解を得る努力が巨大競技場建設には必要であるはずであるのに、そうした環境整備を後回しにし、国際大会開催の象徴としての競技施設に予算を投入しようとする姿勢が、批判されたように思えるのである¹²⁾。

新国立競技場問題は、スポーツ・フォー・オール理念が日本に根付いていないことの表れとも言えるのかもしれない。

3.2 スポーツ・フォー・オールと日本

内海によれば、「スポーツ・フォー・オール」とは、「1960年代に西欧の福祉国家で使われ始めた国民、地域住民全体を対象とする国や自治体のスポーツ振興政策の総称である」（内海 2007: 144）。逆の見方をすれば、1960年代まで一般国民を対象としたスポーツ振興政策がなかったことになる。この点について内海は、「労働形態、生活形態の省力化とストレス化に伴う心身の健康対策という必須の政策であると同時に、国民、地域住民の諸権利、文化要求の高揚に対応したもの」であり、「そうした政策が採れるようになったのも、各福祉国家における高度経済成長が、そうしたスポーツ施設を前提とする諸条件を提供する事が出来るまでに成長

したということの証」と指摘する。つまり、経済成長やそれに付随する社会の成熟化によって、すべての人がスポーツを実践する機会を得、それを行政が不可侵の権利として擁護・推進する共通理解が進んだ結果の産物がスポーツ・フォー・オールなのである。

ヨーロッパでは、1976年に欧州評議会が「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」を採択し、その第1条で「すべての個人はスポーツに参加する権利を有する」と規定した。これは国際機関がスポーツを享受する権利を明記した歴史的なものであり、この理念に賛同した UNESCO は、1978年、同趣旨の「体育・スポーツ国際憲章」を採択している。

これはまた、スポーツの実践を社会権として位置付け、行政は積極的に支援の役割を果たすべきとの根拠ともなった。そのため、前出の内海は、「スポーツは個人の財で行うべきで、他から援助は受けない」というアマチュアリズムが根本的に崩壊したことを意味すると指摘している（内海 2007: 95）。

スポーツ・フォー・オールの先進国として知られるのがドイツである。ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章が採択されるより10年以上も早く、当時の西ドイツは、「ゴールデンプラン」と銘打った一般国民対象のスポーツ活動普及に取り組んでいる¹³⁾。

これに対し、日本はどうか。現状を見る限り、スポーツ・フォー・オールの理念が根付いているとは言い難い。何より、日本は前述の UNESCO 憲章を批准していない。「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」を認めなければ、行政がスポーツを支援する根拠は存在しない。それでは、スポーツの実践は国家が積極的に擁護し推進すべき社会権である、という共通理解が進むはずもない。

2011年にスポーツ基本法が制定・施行され、こうした権利意識は意識されるようになった¹⁴⁾。スポーツ立国戦略の策定、スポーツ基本法の制定、スポーツ庁の発足には、スポーツ・フォー・オールの理念が盛り込まれている。しかし、実態はどうか。前出の鈴木長官の発言ではないが、主眼はトップアスリートの競技力向上にあり、メダルが取れそうにない競技や市民アスリートへの眼差しは冷たい。

内海（2015: 198-199）は、一般国民（大衆）向けの「スポーツ振興を軽視し、もっぱらトップスポーツのみを強調することは、これまででも、そして現在も開発途上国に見られる一般的傾向」と指摘する。そしてこうしたスポーツ政策が行われる基本的ねらいを「ナショナリズムの高揚のための方策」と断じている。

ただ、内海はこうした背景には、国民向けスポーツ振興を推進する「経済的基盤が十分ではない」ことがあることを指摘する。それに当てはめれば、日本のトップスポーツに偏重した政策誘導は先進国的ではないとなる。

3.3 むしろ縮減へと向かっている日本のスポーツ環境

ここまで見てきた限り、現在の日本はトップアスリート偏重の投資、言い換えれば「見るスポーツ」偏重の投資が主体となっていると言える。そして、その結果から、一般の国民がスポーツをする環境の整備は軽視されてきたと推察できる。それでは、現実はどうなっているのか。ここでは、文部科学省が1969年以降、5、6年おきに実施している体育・スポーツ施設現況調査を基に考察してみたい。

図1は、主な施設数の推移をまとめたものである。年を経るごとに、減少傾向が顕著になっ

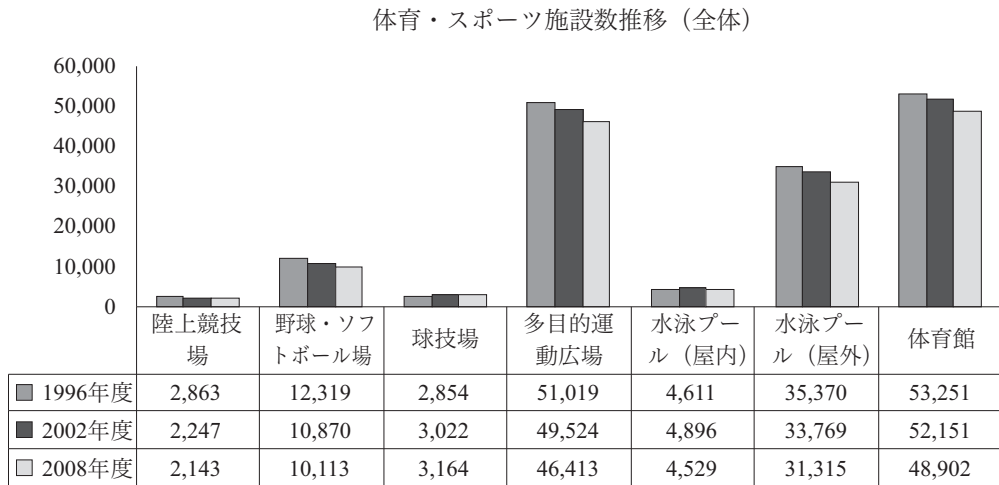


図1 体育・スポーツ施設数推移¹⁵⁾

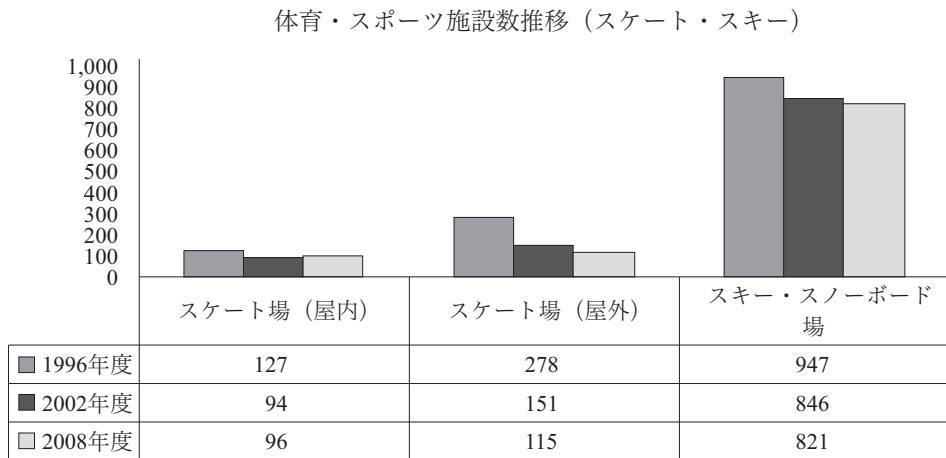


図2 体育・スポーツ施設数推移（スケート・スキー）

ていることがわかる。とりわけ、野球場、多目的運動広場、体育館の減少が目立つ。

競技実施地域が寒冷地に限定されやすく、人口減、過疎化の影響を強く受けている冬季競技施設は、減少傾向がより顕著である。そもそも、施設の絶対数が少ないところへ、競技普及の縮小が追い打ちを駆けたといえる。例えば、屋内スケート場は全国で100箇所を満たない（図2）。

施設の運営主体を見ると、学校の占める割合が圧倒的に高い（図3）。これは、日本においては、学校体育がスポーツの底辺を支え、さらに競技スポーツも学校丸抱えの運動部が主力となっている実情を反映している。体育の授業で日常的に使用される「体育館」「屋外プール」「多目的運動広場（校庭）」は、運営主体の70%~90%を占めている（図4）。

体育・スポーツ施設運営主体比率推移（全種別）

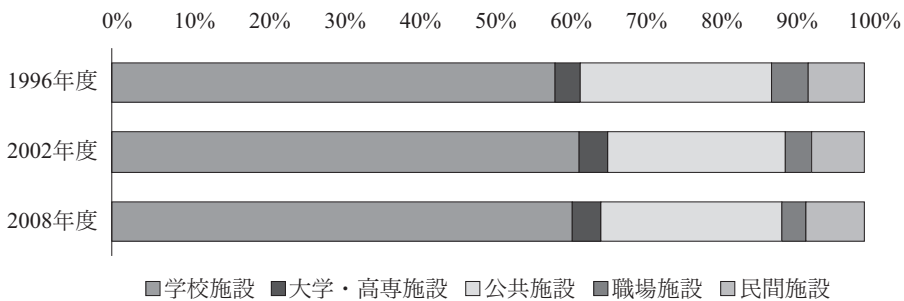


図3 体育・スポーツ施設運営主体比率推移¹⁶⁾

体育・スポーツ施設数運営主体別比率（2008年度）

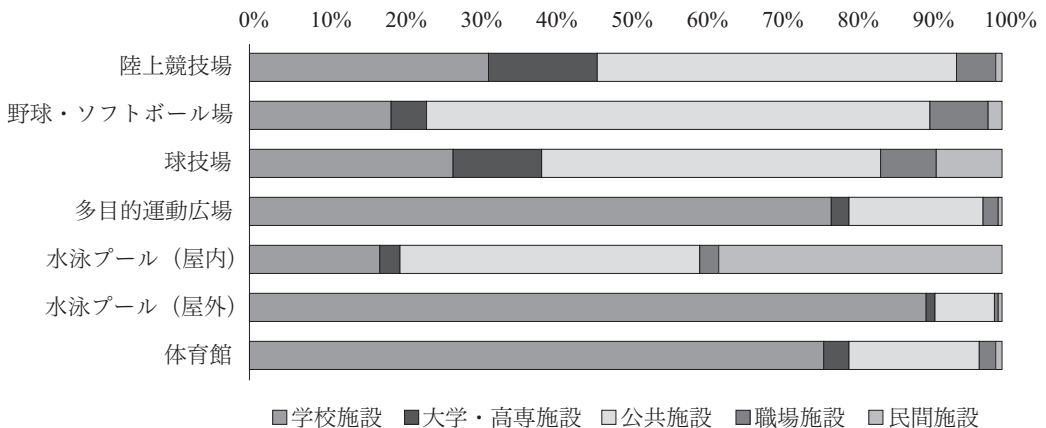


図4 体育・スポーツ施設運営主体別比率（2008年度）

日本のスポーツを支えてきたのは、学校とともに企業である。企業丸抱え運動部は、競技スポーツの頂点を占め、プロ化が進む以前はトップアスリートの大半が企業所属であった。また、それとは別に、社員の福利厚生を目的とし、体育・スポーツ施設整備が進められてもいた(伊藤・中谷・河村 2016)。

この「職場施設」は、施設運営主体として1996年度は全体の4.9%を占めていた。しかし、2008年度は3.1%まで落ち込んだ。特に目立つのは、野球・ソフトボール場で、1996年度は全体の13.0% (1607施設) に達していたものが、2008年度は7.8% (787施設) と、実数では半減している。経済構造の転換、不況等により、1990年代末から企業丸抱え運動部が次々に廃部、休部に追い込まれたことが大きい。アマチュア野球の最高峰とされる都市対抗野球全国大会優勝チームさえ姿を消している¹⁷⁾。こうした「リストラ」が、施設減少の要因と考えて間違いない。

その一方で目を引くのが、球技場数の増加である。1996年度の2854から2008年度は3,164に増えている。これは、サッカー人気と連動していると考えられる。Jリーグの発足、チーム数の拡大に伴い、サッカー専用スタジアムや練習場が増えた。また、Jリーグが天然芝の広場や校庭の整備を促進する運動を手がけており¹⁸⁾、また人工芝ピッチをつくることにも積極的に助成した。こうした運動が数値となって現れたのである。

上記データは、旧スポーツ振興法の時代に調査されたものである。スポーツの実践を基本的権利として認め、国が積極的に競技普及、強化を支援する旨、明記したスポーツ基本法に衣替えした2011年以降、施設整備に変化が生じたのか。トップアスリート偏重の傾向を考えると、筆者らの予想はやや悲観的にならざるを得ない。

4. おわりに

日本の行政がスポーツへの支援に冷淡だった要因を改めて以下に列記する。

- ・スポーツの実践を基本的人権のひとつと認めてこなかったため、支援の根拠法が制定されなかった。
- ・トップアスリートの大半が学校、企業丸抱えで、事実上民間主導の支援が行き届き、公的支援の必要性がなかった。
- ・スポーツは娯楽という意識が根強く、(税金を投入する) 行政支援にそぐわないとみられてきた。
- ・当初のスポーツ愛好者は、名門大学の学生が主体で、UK 的なアマチュアリズムが浸透し、

スポーツは自己責任、自己負担で実践するものという気風が浸透していた。

日本は、ヨーロッパの価値観的には明らかにプロでありながら、アマチュア至上主義を信奉する歪みが近年まで残っていた。学校や企業丸抱えチームがそれに該当する。内海は、それがスポーツの大衆化、市民スポーツの環境整備を阻害したと指摘する。

「戦後のカンパニー・アマの下で『保護』されていた関係で、アマチュアリズムは温存されてきた。それ故、1960年代の初頭まで、住民が自治体に『スポーツ施設を建設してください』と要求すると、『それは個人で対応して欲しい、自治体は金もないし』と断られるのが一般的であった。スポーツは個人で対応するものという個人主義がアマチュアリズムを通して浸透したのである」(内海 2007: 90)。

2011年、スポーツ基本法が成立・施行されたことで、日本は初めて「スポーツは、世界共通の人類の文化」と謳い、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と認める方向に舵を切った。国が積極的にスポーツの実践を保証することを宣言したのである。

だが、本稿で指摘したように、スポーツ行政の三点セットともいえる「スポーツ立国戦略」「スポーツ基本法」「スポーツ庁」は、東京オリンピックを最大の目標とするトップアスリートの強化に偏ろうとしている。スポーツを通じた国威発揚再重視の流れに乗っているようにも見える。

トップアスリート強化に反対する雰囲気はない。自国開催のオリンピックで、日本代表がメダルを獲得するシーンを見たいと切望する国民は大多数を占めるであろう。さらに言えば、オリンピックには（一定程度の）立派な競技施設が必要との共通認識も形成されているはずである。ただ、我々はトップアスリート強化やオリンピック施設の整備が、必ずしも国民全体のスポーツ振興に寄与するとは限らないことも認識しておくべきである。トップアスリート強化は「見るスポーツ」の振興にとどまる可能性が高いからである。草の根型市民アスリート、生涯スポーツ、健康増進といった「するスポーツ」の振興を図るには、明確な政策指針と予算措置が不可欠である。

近代スポーツの勃興期、その主たる担い手であった資本家階級は、自分たちの権益、地位を守るため、労働者階級を排除した。この歴史が、アマチュアリズムの基礎となった。1970年代に至ってようやく「スポーツの実践は、すべての人にとって基本的権利」という理念が共有されるようになったが、それまで、アマチュアリズムは、スポーツ愛好者を資本家と労働者、

アマチュアとプロフェッショナルに分断し、亀裂を生じさせていたのである。

新国立競技場問題が象徴するオリンピックへの投資は、現状を見る限り、トップアスリートと市民アスリートの亀裂を生み出す可能性があると言わざるをえない。トップアスリートが世界に誇る最新、最大の施設を使う一方、市井のスポーツ愛好者は質素というより粗末な施設で我慢せざるをえないとしたら、それは望ましくはない。スポーツ愛好者の間に新たな分断や亀裂が生じないために我々は何をすべきか。オリンピックは、そうしたことを再考するまたとないう機会でもあるのである。

注

- 1) 新国立競技場問題については、『朝日新聞』2013年11月26日、同2014年5月29日、同2015年7月18日など参照。
- 2) 白紙に戻った結果、2019年に予定されているラグビーワールドカップ日本大会（RWC2019）のメイン会場として使用することが不可能になった。
- 3) 『朝日新聞』2015年9月2日、同2015年9月28日など参照。
- 4) 文部科学省 HP 「スポーツ庁の設置について」 http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/03/1359498_01_1.pdf (2015年9月26日閲覧)
- 5) 『朝日新聞』2015年5月14日、同2015年5月16日。
- 6) <http://www.e-toshiaki.jp/news/news-images/070919.pdf> (2015年9月29日閲覧)
- 7) 『読売新聞』2015年5月19日。
- 8) これに対し、日本経済新聞は社説において「金メダル庁では情けない」と評し、朝日新聞も社説で「五輪庁で終わらせるな」と競技力向上偏重を戒めている。『日本経済新聞』2015年5月17日、『朝日新聞』2015年5月17日。
- 9) 『朝日新聞』2015年12月4日。
- 10) 『朝日新聞』2015年6月9日。
- 11) 『朝日新聞』2015年9月5日。
- 12) 関連して、中村（2006）を参照。
- 13) 文部科学省 HP 「諸外国におけるスポーツライフとその環境」 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199801/hpad199801_2_063.html (2015年9月29日閲覧)
- 14) スポーツ基本法の前文には次のような記述が盛り込まれている。「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、(中略) 今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、(中略) 日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」
- 15) 文部科学省体育・スポーツ施設現況調査（平成22年2月登録）から引用作成。学校（小中高他）施設、大学・高専施設、公共施設、職場施設、民間施設の合計の値を利用している。
- 16) 51種別（その他を含む）の運営主体を分類した。

- 17) 主な廃部チームは以下の通り。プリンスホテル（1989年第60回）、日産自動車（1984年第55回、1998年第69回）、三菱自動車川崎（三菱ふそう）（2000年第71回、2003年第74回、2005年第76回）、河合楽器（2001年第72回）、いすゞ自動車（2002年第73回）
- 18) Jリーグ HP「Jリーグ百年構想天然芝の推進」<http://www.jleague.jp/aboutj/pitch/>（2015年9月30日閲覧）

参考文献

- 伊藤裕頭・中谷昌弘・河村和徳. 2016.「釜石市の事例から考えるスポーツと復興まちづくり」姫路日ノ本短期大学『研究紀要』38号、47-59頁。
- 中村祐司. 2006.『スポーツの行政学』成文堂。
- 杉山学・河村和徳. 2015.「スタジアム建設問題の一考察」『新潟経営大学紀要』第21号、71-83頁。
- 内海和雄. 2007.『アマチュアリズム論：差別なきスポーツ理念の探求へ』創文企画。
- 内海和雄. 2015.『スポーツと人権・福祉：「スポーツ基本法」の処方箋』創文企画。